別記第四十七号様式（南極投票人証の様式）（第四十六条関係）

［様式　別紙十四　挿入］

別記第四十八号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第四十七条関係）

請　　求　　書

［略］

第何次南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）は、南極地域調査のため、何年何月何日、本邦を出国し、何年何月何日、帰国する予定であるが、当南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）に属し又は同行する右の投票人から何年何月何日執行の国民投票について日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第85条第１項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

第何次南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）の隊長　　氏　名

住　所

（隊長代理者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏　名）

南極地域の施設の名称及び当該施設内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号

船舶の名称及び当該船舶内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号

船舶の所有者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏　名（名　称）

船　　長　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏　名

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長あて

［添付書類　略］

［備考　略］

別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第四十八条関係）

［様式　略］

備考

［一・二　略］

三　二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票送信用紙であるかを表示しなければならない。

四　［略］

五　［略］

六　［略］

七　南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、二以上の憲法改正案がある場合は、必要事項記載部分の「１．南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄中「③憲法改正案の種類」欄に憲法改正案の種類を記入して交付しなければならない。

八　［略］

別記第四十七号様式（南極投票人証の様式）（第四十六条関係）

［様式　別紙十三　挿入］

別記第四十八号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第四十七条関係）

請　　求　　書

［同左］

第何次南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）は、南極地域調査のため、何年何月何日、本邦を出国し、何年何月何日、帰国する予定であるが、当南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）に属し又は同行する右の投票人から何年何月何日執行の国民投票について日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第85条第１項及び第86条第１項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

第何次南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）の隊長　　氏　名

住　所

（隊長代理者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏　名）

南極地域の施設の名称及び当該施設内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号

船舶の名称及び当該船舶内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号

船舶の所有者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏　名（名　称）

船　　長　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏　名

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長あて

［添付書類　同左］

［備考　同左］

別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第四十八条関係）

［様式　同上］

備考

［一・二　同上］

三　［新設］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

［新設］